

里庄町ボランティアセンター実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、里庄町におけるさまざまな分野のボランティア活動を推進し、支援するための里庄町ボランティアセンター（以下「センター」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 センターが支援するボランティア活動における基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。
- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

(社協の役割)

第3条 里庄町社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、ボランティア活動を推進するため、ボランティア活動に参加できる機会を提供するとともに、ボランティア活動をより一層支援する環境整備に努めるものとする。

- 2 社協の依頼に応じて、積極的にボランティアとして活動する者を募集・登録する。
- 3 センターの事業に賛同する企業・事業者（以下「企業等」という。）を募集・登録する。

(活動名及び内容)

第4条 登録者は、社協と協働して次の活動を行う。

- (1) 生活支援活動
- (2) 社会支援活動
- (3) 社協支援活動
- (4) 障がい児者支援活動
- (5) 高齢者支援活動
- (6) 子育て支援活動
- (7) 災害支援活動
- (8) 青少年のボランティア活動

2 具体的な活動内容は、社協の会長が別に定める。

(報酬)

第5条 前条に規定するボランティア活動に対する報酬は、無償とする。

(ボランティアの登録)

第6条 ボランティア登録できるものは、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 中学生以上の者。ただし、中学生及び高校生の場合は保護者の同意書(様式第3号)を提出するものとする。
- (2) 社協と共にボランティア活動を行う意志があり、社協の依頼に応じ積極的に活動していただける者。
- (3) 里庄町内に拠点がある、もしくは里庄町内で活動する団体。

2 ボランティア登録を希望する者、団体は、ボランティア登録申込書(様式第1号)、(様式第2号)を提出するものとする。

3 ボランティアの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で登録した者は、登録日から加入年度末までとする。また、社協及びボランティアより特に申し出が無い場合、次年度以降は自動更新とする。

4 ボランティア登録申込書の記載事項に変更があった場合は、社協に変更事項を連絡するものとする。

(登録の抹消)

第7条 社協は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、この登録を取り消すことができる。

- (1) ボランティアから登録抹消の申し出があったとき。
- (2) ボランティアが死亡したとき。
- (3) ボランティア及び社協の信用を失墜する行為、活動上知り得た秘密の漏洩などボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき。
- (4) 病気、連絡不能、その他の理由により活動ができないと客観的に認められるとき。
- (5) その他、社協が不適格と認めたとき。

(サービス)

第8条 ボランティア活動は、清潔な身だしなみを心がける。

(参加ポイント)

第9条 ボランティアが行った活動(社協が指定するものに限る)の実績に基づき、ボランティアポイント(以下「ポイント」という。)を付与する。

- (1) ボランティア活動1回の参加毎に1ポイントを交付する。
同日に複数のボランティアに参加した場合は、活動毎に1ポイントを付与する。
同じ団体の活動としてポイントを付与できるのは1日につき1ポイントとする。
- (2) ボランティア登録者から申請があった時は、当該ポイントに応じたサービスの利用権や記念品と交換する。

対象	ポイント	転換内容
18歳以上	20ポイント	社協の開催する事業に優先的、もしくは無料で参加できる。
	40ポイント	記念品と交換
中学校以上	10ポイント	記念品と交換
17歳以下	20ポイント	記念品と交換

- (3) ポイントの有効期限は設定しない。
 - (4) ポイントを他人に譲渡することはできない。
 - (5) ボランティア登録が抹消されたとき、ポイントは失効する。
- 2 ポイントカードを紛失、または損傷した場合、社協への申し出により再発行できるものとする。なお、ポイントについては確認できる当該年度中のものを再付与する。
 - 3 団体、事業所はスタンプを管理し、ボランティアに対してスタンプを押印する。
 - 4 その他、ポイントに関する事項は社協において決定する。

(補償制度)

第10条 ボランティアとして登録した者は、「ボランティア活動保険」に加入しなければならない。その費用は個人の負担とする。

(個人情報の保護)

第11条 個人情報保護に関しては、次のとおりとする。

- (1) 社協は、ボランティアの登録及びその活動を通して入手した個人情報について管理し、本制度を運用する目的に対してのみ、これを適切に利用、提供を行うものとする。
- (2) 登録ボランティアは、活動により知り得た他人の個人情報については、その守秘に努めなければならない。

(免責等)

第12条 ボランティア及び依頼団体等は、活動中に事故や不注意により他の者に損害を与えることのないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 ボランティアが活動により被った損害や賠償責任にかかる補償の範囲は、第11条に規定する保険から支払われる金額を限度とする。
- 3 ボランティアの活動不履行により依頼団体等が被った損害について、社協は賠償の責を

負わない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

里庄町社会福祉協議会長が定める活動内容

	活動名	活動内容	具体的な内容
里 の ま る ご と プ ロ ジ ェ ク ト	(1) 生活支援活動	①フードバンク ②女性支援 (デイジーサポート) ③子ども支援	① 食品等の収集・配布 ② 生理用品の提供 ③ 学用品、制服等の収集・配布等
	(2) 社会支援活動	ベルマーク等を収集して 学校等の公共施設を支援 する。	① ベルマークの収集 ② 使用済み切手の収集 ③ 書き損じはがきの収集 ④ 収集物の集計作業
	(3) 社協支援活動	社協の事業、運営の支援	① 企画、運営、活動補助 ② 物品の収集・集計・配布 ③ 活動の広報 ④ ポイント制度の企画・運営 ⑤ 募金活動 ⑥ ボランティア・協賛企業の募集・ 登録 ⑦ 情報収集
	(4) 障がい児者支援 活動	就労継続支援 B 型事業所 里庄町「四つ葉の家」、放 課後等デイサービス事業 所「ぼかぼか」の活動を支 援する	① イベントの企画・運営 ② 活動の広報 ③ 日中活動の支援
	(5) 高齢者支援活動	一人暮らし高齢者への配 食及び安否確認	① 配食する弁当の製作 ② 弁当の配布
	(6) 子育て支援活動	親子を対象とした子育て 支援	① 子育てひろばの支援 ② 子育て事業の支援
	(7) 災害支援活動	被災地への支援活動	① 災害ボランティア ② 災害支援物資の確保
	(8) 青少年のボラン ティア活動	地域の団体、企業等での ボランティア活動 (中、高生対象)	① 団体の活動補助